

# 予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：農林水産業費 項：林業費 目：林業振興費

## 事業名 木の国・山の国県民運動推進事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

林政部 林政課 政策企画係 電話番号：058-272-1111 (内 3019)

E-mail: [c11511@pref.gifu.lg.jp](mailto:c11511@pref.gifu.lg.jp)

### 1 事業費 2,338 千円 (前年度予算額：2,923 千円)

#### <財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	2,923	0	0	0	0	0	0	0	2,923
要求額	2,338	0	0	0	0	0	0	0	2,338
決定額	2,338	0	0	0	0	0	0	0	2,338

### 2 要求内容

#### (1) 要求の趣旨 (現状と課題)

- ・森林の現状を理解し、県民自らが参加・協力する、県民みんなで支える森林づくり体制の構築が必要。

#### (2) 事業内容

①木の国・山の国県民会議委員報酬 1,040 千円

木の国・山の国県民会議及び下記部会の開催に伴う委員報酬

②木の国・山の国県民会議、部会、推進本部の開催 1,063 千円

●木の国・山の国県民会議

(構成員 19 名) 県民代表、各団体代表、有識者等で組織

(活動内容) 森林づくり基本計画に基づく県の林政施策に対する評価、意見、提案

●部会

◆森づくり部会

(構成員 9 名) 森林・林業関係者、有識者等

(活動内容) 健全で豊かな森林づくり、効率的な森林施業等についての検討・提言

◆普及・教育部会

(構成員 7 名) 教育関係者、有識者、NPO、県民代表等

(活動内容) 県民への普及、教育に関する事項についての検討・提言

◆木づかい部会

(構成員 8 名) 設計士、木材流通・加工業者、NPO等

(活動内容) 県産材の利用促進に関する事項についての検討・提言

③「岐阜県森林づくり基本計画」に関する施策評価 133 千円

森林づくり施策の実施・展開にあたっての意見聴取

④「第 4 期岐阜県森林づくり基本計画」策定準備 102 千円

「第 4 期岐阜県森林づくり基本計画」策定にあたっての意見聴取

(3) 県負担・補助率の考え方

本事業は県の森林づくり体制の構築のためであり、県負担は妥当。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報酬	1,040	委員報酬
報償費	28	アドバイザーの報償費
旅費	721	会議開催に係る委員の費用弁償、 施策の意見聴取に係る職員旅費
需用費	62	消耗品購入費、会議での水代
役務費	110	郵便料、電話料
使用料	377	会議室・バス借上料
合計	2,338	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

第 3 期岐阜県森林づくり基本計画

# 事業評価調書

<input type="checkbox"/> 新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業

## 1 事業の目標と成果

### (事業目標)

岐阜県森林づくり基本条例を支柱として、県民それぞれが役割・責務を果たしながら県民みんなで支える“県民参加型”の運動を展開・加速させる。

### (目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移	現在値 <small>(前々年度末時点)</small>	目 標	達成率
	(H )	(H ) (H )	(H )	(H )	%
	(H )	(H ) (H )	(H )	(H )	%

### ○指標を設定することができない場合の理由

県の森林・林業施策に対する評価、意見、提案をいただくものであり、数値目標で表せるものではないため。

### (前年度の取組)

- ・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
- ＜R元年度の会議開催実績＞
- 木の国・山の国県民会議 3回開催（7/24、11/28、3/17）
- ◆森づくり部会 3回開催（9/12、11/27、2/4）
- ◆普及・教育部会 2回開催（9/9、2/14）
- ◆木づかい部会 3回開催（10/23、3/2（書面））

### (前年度の成果)

「木の国・山の国県民会議」と専門部会を開催し、県の森林・林業施策に対する評価、意見、提案をいただき、施策に反映することができた。

## 2 事業の評価と課題

### (事業の評価)

・ 事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い、△：必要性が低い	
(評価) ○	「岐阜県森林づくり基本条例」第21条において、森林づくりに関する県民運動が積極的に展開されるよう、情報の提供、県民との意見交換等を講ずるものとしており、さらに第25条において、「木の国・山の国県民会議」を置くこととしている。
・ 事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△：まだ期待どおりの成果が得られていない	
(評価) ○	「木の国・山の国県民会議」等による県の森林・林業施策に対する評価・意見等を踏まえ、基本計画や施策に反映している。
・ 事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている、△：向上の余地がある	
(評価) ○	「木の国・山の国県民会議」には3つの専門部会（森づくり部会、普及・教育部会、木づかい部会）が設置されており、効率的に意見聴取ができる仕組みとなっている。

### (今後の課題)

森林・林業を取り巻く情勢が刻々と変化する中、多様化するニーズに対応するため、幅広く県民から意見聴取し、施策に反映することで、県民協働の森林づくりを実現する。
--------------------------------------------------------------------------------

### (次年度の方向性)

岐阜県の森林づくりの長期ビジョンである次期（第4期）森林づくり基本計画の策定に向けた意見等を広く聴取する。
-------------------------------------------------------